

# 図画工作科における造形材料と用具 — 基礎造形における造形材料 2 —

久保村 里正\*

## Molding Materials and Tools in Arts and Handcrafts Education: Molding Materials in Basic Design and Art 2

Risei KUBOMURA

**要旨** 小論は領域を横断した材料を基点とした材料教育のカリキュラムについて、平成以降の小学校学習指導要領と小学校図画工作科の現況から、造形教育における造形材料と用具の教育の重要と、横断的な材料教育の意義について論じた。現行の『小学校学習指導要領（平成29年告示）』は、それ以前の指導要領と比較すると、造形表現による区分を無くし、学年区分のみで分けたため、一括して表記されるようになったことで、表現方法と材料の関わりが希薄になったもの、各学年で使用すべき材料が一瞥して分かりやすくなっており、明快に材料と用具が示されている。しかし、学習指導要領で指定されている材料・用具の中には実際には使われない、もしくは使用頻度の低い「パス」、「簡単な小刀類」、「糸のこぎり」などが見受けられた。材料や用語に関しては、使用頻度の問題では無く、教育上として必要であれば、記載することは当然あり得ることだといえる。しかし、そうであるのならば指導要領に書かれているのに、授業で使用しなかったというのは、『学習指導要領の「基準性」』の点からも問題だといえる。

**キーワード：**図画工作 学習指導要領 材料 用具

### はじめに

造形教育において材料の教育が行われるようになったのは、ドイツのバウハウスにおける教育が最初だといわれている。バウハウスは学校教育として総合的な造形教育をおこなった教育機関であるが、それ以前の造形教育は、親方と呼ばれる職人と弟子との関係で、仕事をしながら専門の技術を修得する、修行という形式で行われてきた。

例えば、ルネサンスの3巨匠と呼ばれるレオナルド・ダ・ヴィンチ（Leonardo da Vinci, 1452-1519）は、ヴェロッキオ（Andrea del Verrocchio,

1435頃-1488）の工房で学び、工房の雑用から絵画の制作補助などを行い、技術を修得していったのは有名な話である。ただしこの様な工房での修行はあくまでも仕事と一体化したものであり、純粹な教育ではなく、その内容も限定的なものであった。またダヴィンチが修行したヴェロッキオの工房は例外的であったが、一般的な工房では親方の仕事は専門的であり、彫刻家は彫刻家、画家は画家といったようにそれぞれ別の独立した職人として存在していた。そのため仕事で使用する材料・用具以外は限定的であり、造形教育や統合された材料・用具の教育は必要なかったといえる。

一方バウハウスは、国立の総合的な造形教育機

\* くほむら りせい 文教大学教育学部学校教育課程美術専修

関として設立されたため、その教育内容は基礎的なものから始まり、内容も多様に広がっている。これは現代の日本における造形教育も、概ね同様の志向で行われているとあって良いだろう。しかし、志向と現実が必ずしも一致しているわけではなく、人材的な面、時間的な面から制限されるのは仕方のないことである。

そのような現状について、先稿の『造形材料の歴史と現状—基礎造形における造形材料1—』では、造形教育における造形材料と用具の教育の重要について、以下のように述べ、横断的な材料教育の意義を明らかにした。

美術における材料教育は、あくまでも豊かな表現を支える手段であるが、「素材に係わる安全性」と「素材を基点とした創造性」の面から、領域を横断した材料を基点とした材料教育が必要だと思われる<sup>1)</sup>。

そこで小論では、領域を横断した材料を基点とした材料教育のカリキュラムについて、小学校図画工作科の現況を基に論じる。

## I. 小学校学習指導要領における材料と用具

日本の学校教育においては学習指導要領によって、教科、学校段階、学年ごとの目的と内容が規定され、カリキュラムがつけられている。美術教育に関してはその教科特性から、他教科と比較しても指導要領が概略を示すにとどまっていることから、具体的にどの様な題材を指導するのが指導要領のみでは判断が難しくなっている。そのため学習指導要領に則って作成された教科書によって、具体的な指導内容を確認することになるが、その教科書であっても題材のめあてと作品が示されるだけで、その制作過程が示されることは少ない。

しかしながら、学習指導要領とそれに則って作成された教科書が、指導を行う上での根幹になっていることには違いなく、学習指導要領の基準を

下回った指導が認められるものではない。そこで本章では小学校図画工作科の学習指導要領から、指導で主要とされる材料と用具について考察を行う。

## 1. 日本における学習指導要領の成立

昭和21年9月11日、連合国総司令部の民間情報教育部(CIE)のトレーナーから、日本の文部省図書監修官の山形寛に対して、図画工作科の学習指導要領の編集が命じられた。学習指導要領の作成にあたっては、アメリカのバージニア州のコース・オブ・スタディを参考に進められたが、CIEには美術教育の専門家がいなかったこともあり、理科担当であったエドミストンが兼任していた。しかしエドミストンが多忙であったため、実際には、あまり細かい指示もなかったことから、図画工作科の指導要領は比較的、山形の考えが反映されたものとなった。

最初の学習指導要領が発行されたのは昭和22年3月20日で、小・中学校を1-9学年とする合本として発行された。この学習指導要領は、国民学校における芸能科図画と芸能科工作の目標と内容を踏襲したもので、必要に迫られ半年間で作成したこともあり、(試案)という形式になった。

指導の内容に関しては生活技術力などの実用的な内容が多く、図画と工作が、それぞれ独立した形でまとめられるなど、統合性に欠けるものであった<sup>2)</sup>。また現在の学習指導要領とは異なり、どの学年でどの種類の単元(題材)を扱うかが「図画工作教材単元一覧表」(表1)<sup>3)</sup>で示されており、題材と難易度の関係が明快に示されていた。

表1 「図画工作教材単元一覧表」

鑑賞	美術常識	工具・備品の扱方	目的が決まり材料組み立て方を考える	材料がありその利用を考えて作る	セメント工	手芸	金工	木工	紙工	製図	図案	形体	色彩	粘土による表現	構想による描画	描画・写生による描画	記憶・想像による描画	(学年)
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9

## 2. 平成以降の小学校学習指導要領の変遷

本項では、現在、小学校図画工作科で扱われている造形材料と用具について、平成元年度以降の学習指導要領の変遷から考察を行う。

### 1) 平成元年学習指導要領<sup>4)</sup>

平成元年の学習指導要領は、情報化や国際化、価値観の多様化などによって高度化複雑化した社会背景のもと改訂が進められた。改訂では隔週学校5日制が実施される中、思考力・判断力・表現力などを重視した新しい学力観の提起がされ、自ら学ぶ意欲や主体性を重視した内容となった。

図画工作科では52年の改訂で低学年に導入された「造形的な遊び」が「造形遊び」として中学年までに拡充され、教科目標が「第1学年及び第2学年」「第3学年及び第4学年」「第5学年及び第6学年」と3区分で示された。一方、教科の内容に関しては学年ごとに示されており、第1学年から第4学年までに「造形遊び」の内容が加わっている。これは当初、幼児教育と小学校の難易度差

を軽減するために導入された「造形遊び」が、単なる導入教材ではなく、より高度な表現活動に発展できる教材として認められたためだといえる。

材料と用具については、「第2 各学年の目標及び内容」の箇所、以下のように示されている。

第1学年では造形遊びの内容として砂、土、粘土などの材料、身近な自然物や人工の材料が示されており、絵や立体に表す内容として、絵で「クレヨン、パス」、立体で「粘土」、工作で「紙などの身近な扱いやすい材料、はさみやのり」が示されている。

第2学年では造形遊びの内容として「身近な自然物や人工の材料」、絵や立体に表す内容として、「クレヨン、パス」、「平易な版」が示されており、立体で「粘土」、工作で「厚紙、簡単な小刀類」が示されている。

第3学年では造形遊びの内容として「木切れなどの身近な材料」、絵や立体に表す内容として、「水彩絵の具」、「紙版」が示されており、立体で「粘土」、工作で「板切れ、小刀、使いやすいのこぎり」が示されている。

第4学年では造形遊びの内容として「木切れなどの身近な材料」、絵や立体に表す内容として、「水彩絵の具」、「平易な木版」が示されており、立体で「粘土」、工作で「板材」が示されている。

第5学年では絵や立体に表す内容として、「水彩絵の具」、「平易な木版」が示されており、立体で「粘土」、工作で「焼成に適した粘土、糸のこぎり」が示されている。

第6学年では絵や立体に表す内容として、「水彩絵の具」、「平易な木版」が示されており、立体で「粘土」、工作では新規のものは示されていない。

この様に平成元年度の指導要領では、学年と表現方法によって区分された別々の箇所に材料と用具が記載され、記載の重複や、新規のものがいない場合には記載できない箇所がみられ、全体的に統一感に欠ける表記といえる。

## 2) 平成10年学習指導要領<sup>5)</sup>

平成10年の学習指導要領は、国際化・高度情報化社会の進展、バブル経済崩壊後の経済状況の低迷、などの社会背景のもと、改訂が進められた。日本の社会は高度経済成長、バブル経済を経て、過度な競争社会からの脱却を目指し、新学力観として「生きる力」を重視した「ゆとり教育」を志向する学習指導要領が成立した。平成10年の学習指導要領では、完全週5日制の導入、年間総授業時数の削減、総合的な学習の導入などが行われ、総則には「自ら学び自ら考える力の育成」「基礎的・基本的な内容の確実な定着」「個性を生かす教育の充実」などが示された。

また図画工作科の学習指導要領では、総時間数が第1学年68時間、第2学年70時間、第3学年60時間、第4学年60時間、第5学年50時間、第6学年50時間と、総時間数で418時間から358時間に減少し、60時間の削減となった。また材料と用具に関しては、前回の学習指導要領と同様に内容・表現の箇所に記載されており、学習の内容も目標の区分に準じて「第1学年及び第2学年」、「第3学年及び第4学年」、「第5学年及び第6学年」の3区分にまとめられた。

各学年の材料と用具については、「第2 各学年の目標及び内容」の内容の箇所で、以下のよう

に示されている。  
第1学年及び第2学年では、造形遊びの材料として「土、木、紙など扱いやすい材料」、絵や立体の材料として「粘土、厚紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類などの身近な材料や扱いやすい用具」が示されている。

第3学年及び第4学年では、造形遊びの材料として「木切れなどの材料」、絵や立体の材料として「水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎりなど」が示されている。

第5学年及び第6学年では、造形遊びの材料の指定はなく、絵や立体の材料として「自分が選んだ材料、糸のこぎり」が示されている。

学年が進むにつれて用具や材料が減っているの

は、新規に扱うもののみが示されているためである。基本的には学年が進むにつれてより加工の難易度が高い、もしくは危険性の高い、用具や材料を扱うように配置されていると考えて良いだろう。

## 3) 平成20年学習指導要領<sup>6)</sup>

平成20年の学習指導要領の改訂にあたっては、教育基本法が約60年ぶりの2006年（平成18年）12月22日に改正されたことにより、それを踏まえた作業となった。平成20年の改訂にあたっては、批判の多かった「ゆとり教育」からの転換が期待されたが、「ゆとり教育」の基本理念であった「生きる力」に関しては、「教育基本法の基本理念は、現行学習指導要領が重視している『生きる力』の育成にほかならない」<sup>7)</sup>と、「生きる力」の理念は継承され、「脱ゆとり」の意図は弱められた。

図画工作科については、先の学習指導要領から大きく変わり、材料と用具についての項目が、「各学年の目標及び内容」の章からなくなり、「第3 指導計画の作成と内容の取り扱い」の章の中に設けられることになった。また造形表現による区分を無くし、学年区分のみで分けたため、一括して表記されるようになったことで、表現方法と材料の関わりがやや希薄になったものの、各学年で使用すべき材料が一瞥して分かりやすくなった。

取り扱う内容に関しては、第1学年及び第2学年では「土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいもの」、第3学年及び第4学年では「木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づち」、第5学年及び第6学年では「針金、糸のこぎり」となっている。

記載される材料・用具は、初出の物のみが記載されるようになったため、重複や脱落がなくなり、非常にわかりやすい仕様となった。ただし、学年ごとの記載になっているため、学年前後の関係がややわかりにくくなっている。

#### 4) 平成29年学習指導要領<sup>8)</sup>

平成29年学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」の実現を目標に、新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し、主体的・対話的で深い学びとして「アクティブ・ラーニング」の活用など、学習過程の改善が取り入れられた<sup>9)</sup>。

小学校では既に実施されていた外国語活動を中学年で外国語活動、高学年で外国語科として教科化を行った。図画工作科に関しては学習内容の削減は行わないという方針もあり、総時間数の削減などは行われなかった。

材料と用具に関しては、今回の改訂の要諦である「主体的・対話的で深い学び」に関しては、材料と用具との関係が希薄であったため、平成20年の学習指導要領と変わることがなく、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の中で、平成20年と同様の記載となった。材料と用具に関する記載に変更がなかったということは、現状として大きな問題がなく、改善の必要性が無かったといえる。

## Ⅱ. 図画工作科における用具と材料の現状

本章では先に述べた平成以降の学習指導要領を分析し、小学校における造形材料と用具の現状と、その問題点について考察を行う。

### 1. 学習指導要領の現状

この材料と用具の内容については、年代ごとによって「第2 各学年の目標及び内容」に含まれるか、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に含まれるかなどの扱いが異なっているものの、記載されている材料と用具の種類などの内容は、ほぼ踏襲されている。

#### 1) 位置付けについての問題

この材料と用具の内容を第2章に入れるか、第3章に入れるかといった位置付けについては、意見が分かれるところである。基本的には「造形遊

び」のように作品の制作において材料と用具が、単なる手段や方法だけではなく、指導の目標や内容そのものである場合も考えられるため、内容に含ませるのが好ましいと考えられる。但し、現行の学習指導要領の様式では、内容と目標に含ませた場合、それぞれの学年区分（低学年・中学年・高学年）で、それぞれ目標と内容がたてられるため、材料と用具を一括して扱うことが出来なくなるという問題が発生してくる。

つまり、平成29年の学習指導要領のように「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」で表現によって細分化されずにまとめて扱われると、学年や表現によって材料や用具の記載が散逸的に表記されるため分かりにくくなることから、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」にすることで、一括して扱えるようにしたのである。「内容」であったものを「取扱い」にすることによって、やや重要度が減ったようにも思われるが、学習指導要領の様式という制限がある以上、仕方がないといえる。

#### 2) 材料についての問題

平成29年の学習指導要領で扱われている材料と用具は、初出のもののみを記載しているため、重複することなく非常に見やすい仕様となっている。

指導要領で書かれている内容は、文部科学省の示した『学習指導要領の「基準性」の一層の明確化』において、「すべての児童生徒に対して指導すべき内容」と述べられているように、指導義務の最低基準を示している。そういう意味ではここで示された、材料と用具は、授業の中で扱わなければならないと考えるのが適切であろう。

例えば、低学年では材料や用具として「クレヨン、パス」があげられているが、実際の授業でクレヨン（図1）もしくはクレパスが使用される事が多く、純然たるパス（図2）<sup>10)</sup>の使用頻度は低いと思われる。また「クレヨン・パス」と書かれていれば、「クレヨンもしくはパス」と解釈することも可能だが、学習指導要領では「紙、クレヨ

ン、パス、はさみ<sup>11)</sup>と並列に書かれているため、「クレヨン、パス」の箇所だけ「もしくは」と解釈することは難しい。つまり、「クレヨン、パス」と書かれていれば、クレヨンとパスの両方を使用しなくてはならないのである。

本来であれば、ここは「クレヨン、パス」ではなく、より使用頻度の低いパスを除き、クレヨンのみを材料として指定するのが適切だと思われる。また「パス」という表記も「パステル」の略称であり、一般的に使わない言葉ではないが、学習指導要領においてふさわしいかといえれば疑問が残る。



図1 クレヨン



図2 ソフトパステル

それではなぜ一般に馴染みのないパスが材料としてあげられているかという点、これは多くの幼稚園や小学校で使用されているサクラクレパスの商品である「クレパス」(図3)が存在しているためだと推測される。「クレパスはクレヨンの定着性の良さ、パステルの混色のしやすさ、これらの特長を兼ね備えた描画材料<sup>12)</sup>」であるが、クレパスの名称は登録商標であることから、指導要領では不適切な表現として記載できないため、クレヨンでもなく、パステルでもなく、パスと表記したと思われる。



図3 クレパス

しかし、前述のように「クレヨン、パス」という記載になると、クレヨンとパスの両方を使用しなくてはならない意味になり、現在の小学校における指導の現状では、指導要領の基準に抵触することとなる。よって厳密に規定するのであれば、「クレヨン、パス」ではなく、「クレヨン類」もしくは「クレヨン・パステル類」と記載するのが適切だといえる。

また明確な誤りとはいえないが、低学年に出てくる簡単な小刀類も、実際には安全性の面から使用する機会が少ない用具だといえる。また小刀やカッターなど、児童に一齐購入をさせていない物品を、授業で使用する場合には、教員側で人数分の用具の準備をする必要があるが、用具の性質を考えると、学校側で準備するのは難しいだろう。

他にも高学年で記載のある糸のこぎりも、実際には電動糸のこぎりを使用する機会が多いことから、いわゆる手持ちの糸のこぎりを使用する機会は少なく、全く使用しない場合もあり得る用具だといえる。仮に電動糸のこぎりを保有していない小学校の場合は、糸のこぎりを使用せざるを得ないが、現在、電動糸のこぎりを保有していない小学校は極めて少ないだろう。また電動のこぎりを保有している場合に糸のこぎりを使用したとしても、多くの場合は電動糸のこぎりとは併用し、補助的な使用にとどまることが大半で、現実との乖離が見られる。

## 2. 材料と用具による加工について

平成29年の学習指導要領では「第3 指導計画

の作成と内容の取扱い」において、材料と用具が示されているが、それらを用いた加工については示されていない。これは学習指導要領で示されている用具が極めて少ないため、ここで示されている用具であれば、材料が示された時点で、必然的に加工方法が分かるため強いて必要が無いからだと推測される。学習指導要領は、学習の最低基準を示していることから、ここであげられる材料と用具はどの地域の学校であっても、必ず使用できるものである必要がある。そのため、ここで示される材料と用具は必然的に、必要最低限のものになってしまうのである。

平成29年学習指導要領に記載されている材料と用具を整理し、昭和22年の学習指導要領に倣って、一覧表にしたものが（表2）である。

表2 平成29年学習指導要領 材料と用具一覧表

	材料						用具				
	描画材	面材	塊材			線材	接着剤	切る	たたく		
低学年	クレヨン	パス	紙	土	粘土	木		のり	はさみ	簡単な小刀類	
中学年						木切れ	板材	釘	使いやすいのこぎり	小刀	金づち
高学年								針金	糸のこぎり		

この表は縦罫に学年区分、横罫に材料と用具を設け、どの学年でどのような材料、用具を使用すべきを示している。学習指導要領では材料と用具は分けられていないが、この表では材料と用具を分けて記載し、材料は更に描画材、塊材、線材、

面材、接着剤に、用具は用途によって切る、たたく、に分けて記載した。これは日本の美術教育、とりわけ図画工作科が美術の教育ではなく、美術を通しての教育だといわれていることによるものだが、材料と用具が高学年になると激減するのは「必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。」<sup>13)</sup>とされているため、初出のみの記載になっているからである。

専門教育では材料を紙、木、金属、樹脂などの素材で区分する方法が一般的だと思われるが、小学校では素材の種類が少ないことと、材料の形体で分けた方が加工方法との関係が分かりやすいと考え、この様な区分とした。また接着剤に関しては材料に分類するか、用具に分類するかは判断が難しいが、基本的には使用して無くなるものを消耗品として分類し、用具との結びつきを考慮し、用具に隣接する位置に配した。

用具に関してはあげられている用具が少ないこともあり、用途は、「切る」と「たたく」のみになっている。但し、接着剤の「つける」といった用途に着目すれば用具とも解釈することができる。

また用具には材料に「水彩絵の具」があることから、それに使用する筆なども用具にあってしかるべきだが、記載は無い。これは「水彩絵の具」が描くための用具を含んでの意味だからだと推測もできるが、筆が用具として存在していれば、それに対応した「ぬる」といった加工法も加えることができるため、加工が多様化できる。

そういう意味では、学習指導要領で材料と用具が区分されていないのは、材料と用具が兼ねて表記される場合が存在しているからだといえるが、やはり材料と用具を対応した形で示した方が、制作する過程で試行錯誤するための手立てになるのではないと思われる。そう考えると、平成29年学習指導要領の要諦である主体的な学びを深めるためには、より多様な発想と表現が創造するための手段として、事前に材料と用具の特徴と使い方を学習することが望ましいのではないかといえる。

## おわりに

以上、図画工作科における造形材料と用具について、学習指導要領での扱われ方から考察を行ってきた。現在の指導要領は以前の指導要領と比較すると、かなり明快に材料と用具が示されているが、学習指導要領で指定されている材料・用具の中には実際には使われない、もしくは使用頻度の低いものが見受けられた。

但し、材料や用語に関しては、使用頻度の問題では無く、教育上として必要であれば、記載することは当然あり得ることだといえる。しかしそうであるのならば、指導要領に書かれているのに、授業で使用しなかったというのは、やはり『学習指導要領の「基準性」』の点からも、問題だといえる。

今後は小学校で実際に行われている題材から、実際に使用されている材料と用具を調査し、主体的な学びに効果的な材料と用具と加工の示し方、教育方法について研究を進めていきたい。

## 註

- 1) 久保村里正, 「造形材料の歴史と現状 —基礎造形における造形材料1—」, 『「教育学部紀要」文教大学教育学部 第55集』, 文教大学教育学部, 2021, p.265
- 2) 森下一期, 図画工作科の成立経過について, 名古屋大学教育学部紀要(教育学科) 第32巻, 名古屋大学教育学部, 1985, p.248
- 3) 長谷川喜久一, 「昭和二十二年史」, 『工作・工芸教育百周年記念誌』, 工作・工芸百周年の会, 1987, p.34
- 4) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/old-cs/1322449.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/old-cs/1322449.htm), 2022.10.1
- 5) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/cs/1320001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/cs/1320001.htm), 2022.10.1
- 6) 文部科学省, 小学校学習指導要領解説 図画工作編, 日本文教出版株式会社, 2008
- 7) 中央教育審議会, 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等

の改善について(答申)」, 文部科学省, 2008, p.10

- 8) 文部科学省, 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 図画工作編, 日本文教出版株式会社, 2017
- 9) 平成29年度小・中学校新教育課程説明会(中央説明会)における文科省説明資料, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/\\_icsFiles/afieldfile/2017/09/28/1396716\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2017/09/28/1396716_1.pdf), 2022.10.1
- 10) パスは略称で一般的にはパステル(pastel)という。パステルの定義についてはヨーロッパでも議論が分かれるところであり, 英国のThe Pastel Society(最古のパステル協会)では, 木炭やコンテや鉛筆も含めるなど, かなり広義で用いている。日本では概ねソフトパステル, ハードパステル, オイルパステルを指す場合が多い。クレパスはクレヨンとパスの中間に位置する画材であるが, 強いて分類するのであればオイルパステルの一種だといえる。安価な幼児用のパステルは, 使用感はクレパスに近いが, クレパスは商標のためパステルと称している。
- 11) 前掲書8), p.148
- 12) <https://www.craypas.co.jp/products/pickup-craypas/index.html>, 2022.10.1
- 13) 前掲書8), p.148